

重要事項説明書（参考）

平成 年 月 日

殿（以下、甲）

下記の不動産について、賃貸住宅管理業務処理準則（以下「準則」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

賃貸住宅管理者

商号又は名称（以下、乙）	
代表者の氏名	印
主たる事務所	
登録番号	国土交通大臣（ ）第 号
登録年月日	平成 年 月 日

説明をする者	氏 名	
	業務に従事する事務所	電話番号（ ） —
		賃貸不動産経営管理士登録番号（ ）

管理物件が所在する建物	名 称	
	所在地	
管理物件	部屋番号	
	附属施設	

サブリース転貸借契約時の転借人に対する重要事項説明書【準則第 10 条】

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項（準則 10 条、宅建業法 35 条 1-1）

所有権に関する事項（権利部（甲区））	所有権に係る権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項（権利部（乙区））
名義人 氏名 住所		

2 法令に基づく制限の概要（準則 10 条、宅建業法 35 条 1-2）

法 令 名	
制限の概要	

3 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況（準則 10 条、宅建業法 35 条 1-4）

直ちに利用可能な施設		施設の整備予定		備 考
飲用水	公営・私営・井戸	平成	年 月 日 公営・私営・井戸	
電 気		平成	年 月 日	
ガ ス	都市・プロパン	平成	年 月 日 都市・プロパン	
排 水		平成	年 月 日	

4 建物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき） （準則 10 条 宅建業法 35 条 1-5）

建物の形状及び構造	
主要構造部、内装及び外装の構造・仕上げ	
設備の設置及び構造	

サブリース転貸借契約時の転借人に対する重要事項説明書【準則第10条】

5 建物の設備の整備の状況（完成物件のとき）（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-6）

建物の設備	有無	型式	その他
台所			
便所			
浴室			
給湯設備			
ガスコンロ			
冷暖房設備			

6 当該建物が造成宅地防災区域内か否か（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-1）

造成宅地防災区域内	造成宅地防災区域外
-----------	-----------

7 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か（準則10条 宅建業法規則16条の4の3-2）

土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
-----------	-----------

8 石綿使用調査の内容（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-3）

石綿使用調査結果の記録の有無	有	無
石綿使用調査の内容		

9 耐震診断の内容（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-4）

耐震診断の有無	有	無
耐震診断の内容		

サブリース転貸借契約時の転借人に対する重要事項説明書【準則第10条】

II 取引条件に関する事項

1 借賃以外に授受される金額（準則10条、宅建業法35条-1-7）

	金 額	授 受 の 目 的
1		
2		
3		
4		

2 契約の解除に関する事項（準則10条、宅建業法35条-1-8）

--

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項（準則10条、宅建業法35条1-9）

--

4 支払金又は預り金の保全措置の概要（準則10条、宅建業法35条-1-11）

保全措置を講ずるかどうか	講 ず る ・ 講 じ な い
保全措置を行う機関	

5 契約期間及び更新に関する事項（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-7、8）

契約期間	(始期)平成 年 月 日	年 月間	一般借家契約
	(終期)平成 年 月 日		定期借家契約 終身建物賃貸借契約
更新に関する事項			

6 用途その他の利用の制限に関する事項（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-9）

	区分所有建物の場合における専有部分の制限に関する規約等	そ の 他
用 途 制 限		
利 用 の 制 限		

サブリース転貸借契約時の転借人に対する重要事項説明書【準則第10条】

7 敷金等の精算に関する事項（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-10）

--

8 管理の委託先（準則10条、宅建業法規則16条の4の3-11）

氏名（商号又は名称） （賃貸住宅管理業者登録制度による 登録を受けているときは登録番号）	
住所（主たる事務所の所在地）	

頭書説明をする者から重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成 年 月 日

賃借人 （住所）

（氏名）